

大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書

今日、少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少につながるものであり、子どもの健全な成長、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすなど懸念されている。こうした状況のもとで、子育て家庭の経済的負担を軽減するためにも、乳幼児医療費助成制度が全国の多くの自治体で実施されており、病気の早期発見や早期治療とともに、治療の継続を確保するうえで、極めて重要な役割を担っている。

また、貧困と格差がひろがり家計が大変になり、大阪の子どもたちをとりまく情勢はますます厳しくなっている。子どもの医療費助成制度の対象年齢を過ぎると「受診控え」が増え、親の経済状態では大きなけがや病気でも病院に行けないという子どもたちの実態もあります。「一部負担金や所得制限も厳しい」という子育て世代の悲鳴の声が広がっている。

大阪府の「乳幼児医療費助成制度」は、通院の助成対象が2歳まで、所得制限・一部負担金もあり、全国ワースト1という現状となっている。

隣の兵庫県では、小学校卒業までの助成制度を中学校卒業まで拡充したことで、市町が上乘せしやすくなり、3～24市町に中学校卒業までの無料化が拡充された。より財政規模の大きな大阪府ができないはずはない。

府下の各市町村が予算を上乘せして、「子どもの医療費助成制度」を定めているため、小学校就学前から、中学校卒業まで、住んでいる自治体によって格差も広がっている。どこに生まれ育っても子どものいのちと健康は同じように守られるべきであり、大阪府の責任で生まれた地域や親の経済力による格差をなくすために、乳幼児医療助成制度を拡充し、最低でも中学校卒業まで、通院・入院とも助成してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

大阪府阪南市議会